

令和6年度 高知市事業者用高効率機器導入促進事業費補助金

募集要領

1 事業の目的

市域で排出される温室効果ガスの約半分は、製造業・建設業等の産業部門、事務所や店舗等の業務その他部門が占めていることから、市域の温室効果ガスを削減するため、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、市内の事業者の省エネルギー化を支援するものです。

2 補助対象となる事業

3年間以上事業を継続して行っている事業者が、高知市内の事業所（※）において、自己が所有し、自己が過去1年間以上継続して使用する既設機器の入替えを行う際に、省エネルギー効果の高い「高効率照明機器」、「高効率空調機器」又は「高効率給湯機器」を導入する事業とします。

※事業を行う事業者が所有する建物であることが要件です。（テナントは対象外）

ご注意ください。（補助金の対象となりません。）

- ・他者から賃借している建物において、事業を行う事業者が機器の入替えを行う場合は補助の対象となりません。
- ・事業を行う事業者が所有する建物であっても、他者に賃貸している部分において、事業を行う事業者が機器の入替えを行う場合は補助の対象となりません。

3 補助対象者

次の(1)～(6)すべてに該当する事業者を補助対象とします。（「高知市事業者用高効率機器導入促進事業費補助金交付要綱」第2条）

- (1) 市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、過去3年間以上継続して操業する者であること。
- (2) 市税その他の徴収金を滞納していない者であること。
- (3) 第3条の規定による補助対象事業について、国、公共団体等から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること。
- (4) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 補助金の交付申請の日から補助金の交付決定の日までの期間において、本市から競争入札の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 補助が適当でないと市長が認める者でないこと。

4 申請受付について

(1) 受付方法

【受付期間】令和6年5月13日（月）から令和6年5月31日（金）まで（土日を除く。）

【受付時間】平日8:30から12:00まで、13:00から17:15まで

【提出先】高知市役所本庁舎5階 窓口番号514 新エネルギー・環境政策課

（提出いただく際に窓口にて書類の確認をするため、郵送による受付は行わず、提出方法は窓口受付のみとさせていただきます。）

(2) 申請単位

申請は、事業者単位とします。

5 交付決定について

(1) 交付決定事務

① 受付期間内に申請額合計が予算額に達しない場合

受理した申請について、交付決定事務を行った後、当該年度の予算残額に応じてその範囲内において、追加募集を行う場合があります。詳細については、高知市新エネルギー・環境政策課ホームページ（<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>）に掲載します。

② 受付期間内に申請額合計が予算額を上回った場合

抽選（※1）により交付決定事務処理の順番を決定（先着順による交付決定ではありません。）します。その順番で交付決定を行い、予算が不足した時点で補助金交付は終了します。

抽選会（※2）の開催日時等については、下記のとおりです。

【日時】令和6年6月4日（火）13：30から（予定）

【会場】高知市役所本庁舎5階 526環境部会議室（予定）

（会場は高知市新エネルギー・環境政策課ホームページ（<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>）にてお知らせします。）

【結果】抽選の結果は、高知市新エネルギー・環境政策課ホームページ（<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>）に掲載します。補助金の交付決定・交付却下については、抽選により決定した順番で順次通知書（補助金交付決定通知書又は補助金交付却下通知書）を発送します。全ての申請者への通知発送完了には抽選日から約1か月を要する見込みです（※3）。

※1 補助金の要件等をご理解いただき、設備導入について十分ご検討のうえ、申請書類一式をご提出ください。

※2 来場の有無は抽選結果に関係ありません。

※3 申請者多数の場合、全ての申請者への通知発送完了に1か月以上かかる場合があります。

交付を受けるためには、交付決定通知後に着手（契約・発注）することが条件となりますので、ご注意ください。

(2) 交付決定回数

1事業者に対する補助金の交付決定は、同一年度に1回限りとします。

6 補助対象機器

下表に定める機器とします。（高知市事業者用高効率機器導入促進事業費補助金交付要綱「別表」）

補助対象機器	機器の要件
高効率照明機器	調光制御機能（※1）を有するLEDに限る。
高効率空調機器	対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるもの。
高効率給湯機器	従来の給湯機器に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるもの。

※1 以下の制御のうち、一つ以上の制御を採用すること。

- ① スケジュール制御：あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。
- ② 明るさセンサによる一定照度制御：明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する。
- ③ 在／不在調光制御：人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する。なお、調光制御にあたっては、緩やかに調光できるものとする。

7 補助率及び補助金上限額

補助率は、補助対象経費の2分の1とします。（1,000円未満の端数切り捨て）

1事業者当たりの補助金上限額は500,000円です。

8 補助対象経費

- (1) 導入する各補助対象機器について、3者以上の市内事業者から取得した見積書における、対象機器の購入費及び設置工事費の合計額の最低金額を補助対象経費とします。(下表参照。)ただし、市内業者から調達(リースやレンタル等所有権を持たない調達を除く。)するものに限り、ここでいう「市内業者」とは、「(契約書に記載する)契約の相手」又は「(請書に記載する)請負者」が「高知市内の本社若しくは本店又は支店若しくは営業所等の代表者」である事業者を指します。
- (2) 消費税、地方消費税及び既存機器の「撤去・処分」に係る費用は補助対象経費に含みません。
- (3) 機器の購入費及び設置工事費が、値引き等で更に下回る場合は、値引き後の金額とします。
- (4) 補助対象経費(対象機器の購入費及び設置工事費の合計)が200,000円以上の事業に限り、

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業に直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含む。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業に直接必要とする経費であり、次の費用 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業に必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業に必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業に必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業に直接必要な現場経費であって、次の費用 ①事業に直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業に直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業に直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定してください。
機械器具費		事業に直接必要な建築用、小運搬用その他工事中用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
測量及試験費		事業に直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費	
設備費	設備費		事業に直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

9 申請に必要な書類

「高知市事業者用高効率機器導入促進事業費補助金交付要綱」に定める様式により、必ず補助対象機器の発注・契約前に申請してください。（「要綱」「様式」は高知市新エネルギー・環境政策課ホームページ（<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>）に掲載しています。）

(1) 交付申請

No.	提出書類の名称	会社	個人	備考
1	補助金交付申請書【様式第1号】	○	○	完了予定日は、(2)実績報告の No.2~5の書類すべてがそろう日とします。 ※工事の完了予定日ではありません。
2	事業計画書【別紙1】	○	○	別紙1 事業計画書「4補助対象(予定)機器の概要等」は、型番ごとに記載のこと。
3	商業登記の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	○		事業を継続して3年以上行っている中小企業者であること。（令和6年4月1日以降に発行したもの。）
4	個人事業の開業・廃業等届出書の控え（写し可）		○	事業を継続して3年以上行っている個人事業主であること。
5	税申告資料控え等（写し可） ※「会社」の場合は対象者のみ提出。（詳細は備考に記載。） 「個人事業主」の場合は提出。	△	○	【① 会社の場合】 No.3の商業登記に記載の資本金の額又は出資の総額が中小企業基本法第2条第1項に該当しない場合に提出すること。（常時雇用する従業員数が載っているもの。） 【② 個人事業主の場合】 青色申告決算書や収支内訳書等、常時雇用する従業員数がわかるものを提出すること。
6	次のうちいずれか ① 建物の不動産登記事項証明書 ② 土地・家屋課税台帳兼名寄帳 （補助対象者が所有する建物であることが確認できること。）	○	○	①は高知地方法務局、②は高知市資産税課税務証明係（本庁舎2階）で発行しています。（令和6年4月1日以降に発行したもの。）
7	市税に係る納税証明書 （滞納がないことの証明書）	○	○	高知市資産税課税務証明係（本庁舎2階）で発行しています。（令和6年4月1日以降に発行したもの。）
8	建物の場所を示す位置図（住宅地図等）	○	○	
9	補助対象機器の設置場所の配置図	○	○	別紙1 事業計画書「4補助対象(予定)機器の概要等」に型番別に記載した「機器の種別」の一連No.を、配置図とカラー写真に表示し、突合できるようにすること。同一型番が複数ある場合は一連No.に枝番を付けること。
10	①既設機器の現在の設置状況を確認できるカラー写真 ②既設機器の型番がわかるカラー写真 ※高効率照明機器の場合は①のみ。高効率空調機器、高効率給湯機器の場合は①、②の両方を提出すること。	○	○	

No.	提出書類の名称	会社	個人	備考
11	補助対象機器の調達に係る見積書(写し可) ※機器代金が値引きされた場合は、機器ごとの値引き後の単価が分かるようにすること。	○	○	3者以上から、機器・同一型番ごとの単価を明記した見積書を取る。 ※市内業者からのものに限る。
12	【① 高効率照明機器の場合】 調光制御機能を有するLEDであることが分かる資料	○	○	調光制御機能(スケジュール制御, 明るさセンサによる一定照度制御又は在/不在調光制御)が確認できる製品カタログ等。
	【② 高効率空調機器又は高効率給湯機器の場合】 既設の空調機器又は給湯機器に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られることを証明する資料	○	○	自由様式。例: 導入予定機器のメーカー等が作成する, 既設機器と比較した場合の省CO ₂ 効果等の算定資料等。 (算定に使用した数値が分かる製品カタログなどの根拠書類を添付すること。)
13	宣誓書【別紙2】	○	○	他に国等による同様の補助金の交付を受けていないことを宣誓するもの。
14	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書【別紙3】	○	○	裏面に注意事項あり。
15	その他市長が必要と認める書類	○	○	

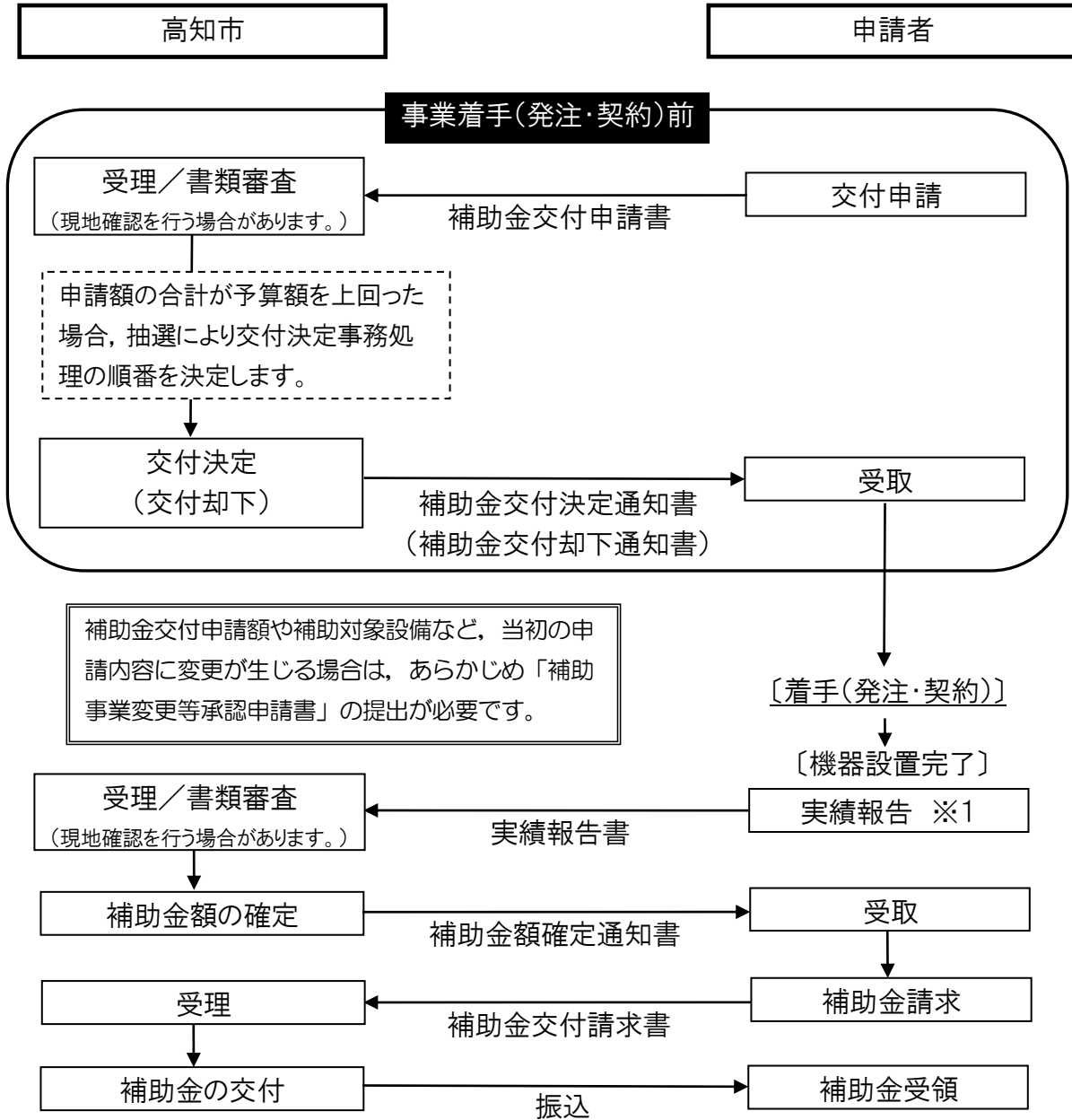
(2) 実績報告

No.	提出書類の名称	備考
1	実績報告書【様式第4号】	<ul style="list-style-type: none"> 事業着手年月日: 発注日もしくは契約日 事業完了年月日: No.2~5 すべてがそろふ日。
2	発注書及び請書又は契約書等(写し可)	型番, 金額の内訳がわかるもの。
3	領収書(写し可)	型番, 金額の内訳がわかるもの。
4	① 補助対象機器の設置状況を確認できるカラー写真 ② 設置した機器の型番がわかるカラー写真	別紙1 事業計画書「4補助対象(予定)機器の概要等」に型番別に記載した「機器の種別」の一連No.をカラー写真に表示し, 突合できるようにすること。同一型番が複数ある場合は一連No.に枝番を付けること。
5	その他市長が必要と認める書類	

10 申請の流れ（フロー図）

※交付決定後に着手（発注・契約）してください。

（交付決定前の着手は、補助金の対象となりません。）



※1

- 実績報告は、補助事業の事業完了日から起算して「30日を経過する日」又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書に関係書類を添えて報告してください。
- 実績報告書の提出後に審査を行い、補助金額を確定します。
- 事業完了日が、補助金交付申請書に記載した「事業完了予定年月日」を超える可能性が生じた場合は、速やかに報告してください。

11 講習会の受講について

補助金の交付決定の日の属する年度の末日までに、市長の指定する省エネルギーに関する講習会を受講してください。

12 財産処分時の注意事項について

この補助事業により取得した財産は、法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業者が使用してください。なお、財産処分に該当する場合は、要綱第 16 条に基づき、必ず事前に承認を受ける必要があります。

《申請先・お問い合わせ先》

高知市 環境部 新エネルギー・環境政策課

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1-45 本庁舎5階 窓口番号 514

TEL:088-823-9209 FAX:088-823-9553 Eメール:kc-180500@city.kochi.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>